

柴・水上著「経営情報システム入門」—第7章補足資料
倫理の理論

倫理の理論にはどのようなものがあるのだろうか？

「経営情報システム入門」の第7章でも述べたとおり、現代の倫理を支える理論は、大きく次の3つに分けることができます。

1. 結果に基づく倫理の理論
2. 義務に基づく倫理の理論
3. 権利に基づく倫理の理論

これらは、倫理をどう考えるかについて、全く異なる立場をとります。以下では、それぞれの立場の土台を作っている考え方を見ていくことにしましょう。なお、本解説の作成には、参考文献 [1] を参考にしました。

結果に基づく倫理の理論—功利主義

倫理の理論の1つ目は、「ものごとの正しさは結果に基づいて判断できる」というものです。私たちの行為の正しさは、その動機や目的ではなく、結果によって判断されるというのが、この後で説明する「義務に基づく倫理」と決定的に異なる点です。

では、結果の正しさはどのようにして判断すればいいのでしょうか。これについて、最も影響力の大きい理論を構築したのは、イギリスの哲学者ベンサム¹です。ベンサムによれば、正しさの根本原理は「最大多数の最大幸福」という言葉で表現されます。ここでの「幸福」とは、苦痛が少なく快楽が多い状態を指します。ベンサムによれば、正しさの究極の原理は、苦痛に対する快楽の割合を最大化することだ、というのです。彼は、快楽を生み、苦痛を遠ざけるものを総称して「効用」と呼び、効用を最大化することが正しい行いだと考えたのです。効用の最大化を、個人のみならず、互いに利害の衝突が起こりうる集団、あるいは社会にまで適用した場合の原理が「最大多数の最大幸福」という言葉です。私たちの行為や、社会的な選択が正しいかどうか、それは、その社会全体で最も多くの人が最も多くの幸福を手に入れられる場合は正しい、しかし、そうでなく他の選択によって、より多くの人がより多くの幸福を手に入れられるならば、その選択は正しくない、ということになります。

人々が幸福になるかどうか、つまり、どのような効用を手に入れるかは、私たちが善悪の判断をしようとしている行為や政策的な決定の結果として決まります。この意味で、このような考え方を帰結主義と呼ぶことがあります。加えて、ベンサムの考えは、効用 (utility) を最大化するという原則によることから、功利主義 (utilitarianism) と呼ばれます。功利主義の考えに基づいて正しさの判断を行うためには、私たちの行為や決定がもたらす結果について、効用を計算する必要があります。これは、多くの場合必ずしも簡単ではありませんが、私たちの選択肢がもたらす帰結が、例えば貨幣価値によって計算可能であるならば、非常に明快な基準となりえます。実際、私たちは多くの政策的な意思決定において、選択肢それぞれにつ

¹ ジェレミー・ベンサム (Jeremy Bentham, 1748-1832)。イギリスの哲学者。功利主義の創始者として知られる。彼の遺体は、本人の遺言に従い、服を着た状態で標本棚に入れられ、ユニバーシティ・カレッジ・ロンドン (UCL、現在のロンドン大学の一部) に保管されています。

いて、その実行に必要な費用と、それによって得られる経済的利益を計算することにより、選択肢の比較を行います。この手法は、費用便益分析と呼ばれます。

私たちは誰しも苦痛を嫌い、快楽を好みます。この意味で、ベンサム の原理は直感的かつ簡潔で、説得力があります。事実、私たちは善悪の判断において、その行為や決定がもたらす結果を考慮することは、当たり前のように行っていることです。しかし、この功利主義の考え方はどんな場合にも無批判に正しいと認めていいのでしょうか。次の節では、功利主義が必ずしも私たちの価値観にそぐわない場合があるということを見ていきましょう。

功利主義の問題点

功利主義を突き詰めると、「結果さえよければ、手段や過程は問わない」という、いわゆる「結果オーライ」の議論に行きつきます。はたして、それでいいのでしょうか。「嘘も方便（ほうべん）」という表現があるように、私たちの社会には、人を傷つけない嘘は許されるという価値観があります。例えば、末期的なガン患者の治療に当たっている医師が、助かる見込みがほとんど無いことを知りながら、その患者に対して「ただの潰瘍だから、心配いりません。あとしばらくすれば回復して退院できます」と「ウソ」をつく場面は、これまでにたくさんあったと思われます。患者が最終的に死に至ったとしても、このウソによって、結果的に患者が希望を失うことなく闘病生活を続けられ、患者の家族も穏やかにその死を見送ることができたとすれば、このウソは許されるのでしょうか？

また、功利主義に「最大多数の最大幸福」という原則がありますが、この原則を適用したルール の代表は「多数決の原理」です。意見が対立している状況でものごとを決めようとするとき、なるべく多くの人にとって望ましい選択肢を選ぶことで、結果的に最大の幸福が実現できるものとして、多くの場面で使われる方法です。しかし、この原理を無制限に用いると、少数の意見は無視していいという論理がまかりとおるようになります。この原理に従えば、都会に住む多くの人たちが満足するように、人口の少ない田舎に原子力発電所を作ることは、都会の住人がそれを望んでいる限り正しいということになります。はたして、それでいいのでしょうか？

極端な場合には、目的によっては人を殺しても構わないということになります。例えば、一人の健康な人の命を犠牲にして、別の二人に臓器移植することで、助かる見込みのなかったこれら二人の患者の命が助かる状況を考えてみましょう。臓器提供者として一人を殺すことで、放っておけば断たれるはずだった二人の命を救うことができます。最大多数の最大幸福という原理からすれば、なにもしないときに失われた2人の命が、移植によって1人の死で済むのであれば、そのほうが望ましいということになります。もちろん、私たちの通常 の感覚からすれば、これは許されることではありません。

このように、結果に基づく倫理の理論は、極端に適用すると必ずしも適切な価値判断ができない場合があります。この理論とはまったく異なる立場から倫理を論じたのが、ドイツの哲学者、カント²です。彼による「義務に基づく倫理の理論」を見てみましょう。

義務に基づく倫理の理論—カント倫理学

もしあなたが失職してしまい、食べ物も買えないくらい貧窮しているとします。ここ数日何も口にしていません。収入の目処はまったく立っておらず、返せる見込みがないにもかかわらず、友人に頼んで金を貸してもらうのは許されるのでしょうか？カントの理論によれば、これは正しくないということになります。この理由は次のような考察から得られます。

² イマヌエル・カント (Immanuel Kant, 1724-1804)。ドイツの哲学者。「純粋理性批判」、「実践理性批判」、「判断力批判」の三大批判書の著者として有名。カントの倫理学は、これらの批判書のうち、主に「実践理性批判」において展開されています。

問題となっている「私は、その日の食事を手に入れるために、返せる見込みがなくても、友人から金を借りていい」というルールを、「人は皆、返せる見込みがない金を借りてかまわない」というように一般化してみます。そうすると、どのようなことになるでしょう。もしこのルールが正しいということになると、みんながこのルールに従うようになります。そうなったとき、貸してくれと頼まれて金を貸す人はいるでしょうか？貸した金を返さなくてもいいというルールがまかり通る世の中では、金を貸してくれる人はいなくなるでしょう。そうすると、「金を借りる」という行為自体が成立しなくなります。つまり、このルールが万人のルールとして通用する社会では、このルール自体が無意味なものになってしまいます。

「ウソをついてはいけない」というルールも同様です。「人は皆ウソをついても構わない」という一般化されたルールを考えてみるとどうなるでしょう？皆がウソつく社会では、だれもあなたの言うことを信用してはくれません。そうすると、「ウソ」をつくことで相手を欺くという行為自体が無意味になってしまいます。

「なぜ人を殺してはいけないのか」という問いに対しては、例えば「私は、自分の快樂や利益のために、他人を傷つけたり命を奪ったりしてもいい」というルールを一般化してみてください。「人は、自分の快樂や利益のために、他人を傷つけたり命を奪ったりしてもいい」というルールがまかり通る社会は、悲惨なものになるでしょう。そのような社会にあなたは住みたいと思うのでしょうか？「人を殺していい」というルールが通用する社会に住みたくなければ、人を殺してはいけないのです。

カントによれば、目的や結果に関わらず、行為そのものから私たちが守るべきルールが導かれ、私たちはそれらのルールに従う義務を負います。そこで、カントの倫理は、「義務に基づく倫理の理論」と呼ばれることがあります。私たちは「ウソをついてはいけない」や「人を殺してはいけない」というルールに従う義務を負っているわけです。

カントの倫理学を特徴づける原則

カントの議論から得られる結論は、「ウソをつくこと」や「人を殺すこと」はそれ自体が許されない、というものです。功利主義では、結果の善し悪しが問題となりましたから、ウソをつくことでもたらされる結果がよいものであれば、そのウソは許されます。「もし患者にとって望ましいと考えられるならば、医師はガン告知について虚偽を述べてもよい」というルールに示されるように、功利主義では、行為の善し悪しの判断に、「もし～ならば」という条件文が付きまします。一方で、カントの倫理学では行為自体の善し悪しが決まっているので、このような条件文はつきません。

倫理に関する原理は、私たちの行動の指針を与えてくれるものなので、「...してよい」とか「...せよ」という命令文の形式を取ることが普通です。この医師の例にあるように、「もし～ならば」という条件文を伴った命令文のことを、カント倫理学では「仮言命法」と呼びます。ちょっと聞きなれない表現ですが、その意味することはそれほど難しくはありません。「仮言」とは「仮の言明」、つまり「もし～ならば」という仮定を意味する条件文のことで、「命法」とは言語学の用語である「命令法」、つまり命令の機能を持った文のことです。カントの倫理学から得られる原理は、上述のとおり条件文を含みません。このような「仮言」を伴わない命令文のことを、「定言命法」と言います。「もし～ならば」という条件を伴わないので、状況に関わらず常に従わなければならない絶対的な命令です。

カント倫理学の問題点

カントの倫理の理論にも欠点はあります。義務に基づく倫理では、目的に関わらず行為そのものの善し悪しが決まっているので、状況に応じて判断を変えるといった融通がききません。しかし、私たちの日常生活では、このような厳格な価値判断にはそぐわない場合が多々あります。医者は、ガンの宣告が患者に与える影響がどのようなものであれ、真実を伝えることが正しいことでしょうか？患者によっては、ガ

ン宣告によってもたらされる衝撃と不安の重みに耐えられず、自ら命を断ってしまう人がいるかもしれません。

あるいは、次のようないささかドラマチックな状況ではどうでしょう？例えば、皆さんが道を歩いていて次のような場面に遭遇したと考えてください。正面から、皆さんの友人（仮に男性だとします）が血相を変えて走ってきます。誰かに追われて逃げているらしいことが、その様子から分かります。その友人は、あなたに声をかける余裕もなく、右の路地に駆け込んで行きました。そのすぐあとに、手にナイフをもった屈強な男がものすごい形相で走ってやってきて、「(あなたの友人の格好を説明して)これこれの格好をした男はどこへ行ったか？」とあなたに聞いたとします。その様子からは、その男があなたの友人に対して殺意を抱いているようにさえ見えます。こういった場合、いかなる場合でもウソをついてはいけないという、義務に基づく倫理原則に従って、正直に「右の路地に走って行った」と言うべきでしょうか？あるいは、「知らない。そんな男は見えていない」とウソをつくべきでしょうか？ウソをつくことで、友人の命を助けることができると予想できるとすれば、「知らない」と答える人は多いでしょうし、この場合のウソは許されると考える人は多いのではないのでしょうか？

権利に基づく倫理の理論—社会契約説

本章の最初で、「誰もが自分の利益や快樂のために、好き勝手に行動してもいい、他人を傷つけたり殺したりしてもかまわない」ということになった場合、この世の中がどのようなものになるかを考えました。ホブズ³は「リヴァイアサン」という彼の代表的な著作の中で、このような状態を「万人の万人に対する闘争」と呼びました。人々が自分の利益のために好き勝手に行動すれば、互いに自己の権利を主張し合っただけで衝突することになり、互いに傷つけあったり殺しあったりする状態に至ることは避けられない、ということです。ホブズを代表とする「社会契約説」と呼ばれる立場の政治哲学者たちは、現在私たちの社会にある規則や法律、そして、これらを強制するメカニズムとしての国家権力などの起源を、このような「万人の万人に対する闘争」を望まない私たちが「契約」、つまり互いの約束事として作り出したものだと考えました。私たち市民は契約としての法を遵守し、その強制機関である国家の権力を認める代わりに、個人の生命の安全などを確保する権利や、財産の所有権を国家に守ってもらうことにした、というのが法や国家の起源であるということです。

この考え方の基本は、人間が生まれながらに持っている基本的な権利の尊重です。この「基本的な権利」には、例えば、上述した生命権や所有権、さらには自由権などを含み、自然権と呼ばれたり、基本的人権と呼ばれたりします。社会契約としての法律は、こういった権利が衝突しないように調整するために私たちが約束したのですが、その根底にあるのは、このような個人の基本的な権利を尊重するという考えです。

問題なのは、個人の権利を調整するための契約が、ともすると一部の人の権利に有利に定められてしまうことがしばしば起こることです。19世紀のアメリカでは、奴隷の使用が認められていましたが、これは一部の人の権利を大きく損なうものです。このようなことが起こらないように、法律や規則を定めるためには、私たちはどうすればいいのでしょうか？ロールズ⁴は、彼の代表的な著作である「正義論」の中で、「無知のヴェール」と呼ばれる次のような思考実験を提示しています[2]。例えば、19世紀アメリカにおいて、奴隷制を「継続」するのか、「廃止」するのかという選択を行う場合を考えたとします。もし、私たちがもしアメリカに住む一般の白人の子孫として生まれるか、奴隷である黒人の子孫として生まれるかが分からない状態でどちらを選ぶかと聞かれれば、どうしますか？白人として生まれた場合には、奴隷制による恩恵を手に入れることができますが、黒人として生まれた場合に奴隷として生きる人生はとても過酷な

³ トーマス・ホブズ (Thomas Hobbes, 1588-1679)、イギリスの哲学者。彼の理論は、ジョン・ロック (John Locke, 1632-1704、イギリス) やジャン=ジャック・ルソー (Jean-Jacques Rousseau, 1712-1778、主にフランス) によって継承されて発展し、のちに「社会契約説」と呼ばれます。

⁴ ジョン・ロールズ (John Rawls, 1921-2002)、アメリカの政治哲学者。社会正義の原則を提示した彼の理論はよく知られています。正義論の立場から、広島、長崎の原爆投下を批判した論者としても知られます。

ものです。この場合、多くの人が「廃止」の選択をするのではないのでしょうか⁵？このように、自分がどの立場にいるかを知らない「無知のヴェール」で覆われた状態で選択することによって、公正な選択ができるというのです。ロールズの理論には、このように公正な選択の方法に基づいて正義を論じている点に特徴があります。

権利に基づく倫理の理論の問題点

権利に基づく倫理の理論も、カント倫理学と同様に、正しさの基準を結果に求めませんから、カント倫理学と同様な欠点を持っています。たとえば、ガンの告知を考えた場合、患者に嘘をつくという行為は、患者の知る権利の侵害になります。患者の知る権利を尊重する立場から厳格に判断すれば、ガンの告知については虚偽を述べてはならない、ということになります。ガン告知によって患者が大きな精神的負担を受けると予想される場合には虚偽を述べてもいい、とはならないわけです。このように、予想される結果に応じて融通を効かせることができないという点は、カント倫理学と同じです。

一方、カント倫理学ではいかなる場合も嘘をつくことは許されなかったわけですが、ナイフを持った殺人鬼から友人の命を救うための嘘は、友人の生命権を尊重する立場からは正しいという判断が可能になります。このように、権利に基づく倫理の理論は、利害関係者の権利が無視できない場合に、それを考慮に入れるという視点を提供してくれます。

以上、倫理の理論の3つの立場について見てきました。これらの3つの立場には、正しさの根本原理をどう考えるかについて、大きな違いがあります。同時に、それぞれが欠点を持っていて、互いにそれらの欠点を補い合う関係になっています。例えば、極端な功利主義によって少数の権利が犠牲になることを、権利に基づく倫理の理論は必ずしも正しいとは考えません。また、私たちは、価値判断において結果を考慮に入れることで、カント倫理学や権利に基づく理論の持っている厳格さを必しもよしとしない場合があります。つまり、私たちはこれらの倫理の理論を判断の助けとしながらも、最終的にはその都度、これらを適切に選択したり、これらを互いに補いながら判断をしなければなりません。

練習問題

以下の設問について自分の考えを示し、倫理の理論における3つの立場（功利主義、カント倫理学、社会契約論）のうちの適切なものに（場合によっては複数もの）に基づいて、自分の考えを正当化せよ。

設問ア アップル対マイクロソフトの著作権をめぐる争いについて、あなたの考えを述べよ。マイクロソフトがアップルのOS（オペレーティングシステム、基本ソフト）の「見かけ（look and feel）」をまねたことは明らかとされているが、あなたは、OSの「見かけ」は、著作権によって保護されるべき「表現」と考えるか。それとも、そうではないと考えるか？

設問イ 「クラッカーがコンピュータに不正侵入を試みることによって、コンピュータの安全上の欠陥が早く見つけられる」という意見について、あなたはどうか考えるかを述べよ。破壊的な行為を伴わなければ、クラッカー行為は正当化されるだろうか？

設問ウ 経営者が従業員の電子メールを検閲することについて、あなたの考えを述べよ。従業員のプライバシーの侵害にならないか？あるいは侵害を正当化することはできるか？

⁵ この意思決定における考え方は、第2章で出てきた「起こり得る最悪の状態を考え、その中から最も大きな利得をもたらす代替案を選択する」というマクスミニ原理と同じです。実際、ロールズは社会契約において人々はマクスミニ原理を採用すると論じています。

設問エ カーナビや宛名書きソフトが電話帳データを収録している点について、あなたの考えを述べよ。
データが公のものであるという事実は、その使われ方に関わらず、その自由な流通を正当化するだろうか？

参考文献

- [1] Richard A. Spinello, *Case Studies in Information Technology Ethics*, Prentice Hall, 2002
- [2] ジョン・ロールズ著，矢島 鈞次監訳，「正義論」，紀伊國屋書店，1979